

「手引き」県内版補足資料(仮称)追加事項等一覧

取組項目(タスク)	頁	番号	タイトル等	趣旨	種別	添付資料等
<p>(ア)地域の医療・介護の資源の把握 地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リスト又はマップを作成、活用する。</p> <p><具体的な取組> 2つの取組で構成される。 1. 地域の医療機関、介護事業所等の住所、連絡先、機能等の情報収集 2. 地域の医療・介護の資源のリスト又はマップの作成と活用</p>	1	1	リスト又はマップの制作・企画にあたって	リストやマップの制作目的が見えにくいいため、以下の進め方を提案 (1)地域で実現できる在宅療養のイメージの共有 (2)前号に必要な情報の整理、話し合い、協議、ディスカッションの過程(プロセス)の重視	進め方の提案	なし
	1	2	リスト又はマップの制作目的	制作目的は「例示」であり、拘らないことを提案	考え方の追記	なし
	1	3	医療機能情報提供制度等について	医療機能情報提供制度などの法的根拠やURLの記載	追記	なし
	2	4	医療従事者団体等が独自に公表している在宅医療の機能について	医療法の医療機能情報提供制度や、健康保険法の施設基準届出を補完する資料であるので追記	追記	なし
	2	5	「必要に応じた調査の実施」について	「地域の医療・介護関係者の理解と同意、協力」は本事業で重視すべき「プロセス」そのものであること	考え方の追記	なし
	2	6	地域住民向けの資料の利活用について	地域住民向けの資料は、(キ)の項目において利用するものであることを明記	進め方の提案	なし
	2	7	関係者の理解、同意、協力を得るにあたって	(ア-1の再掲)	進め方の提案	なし
	3	8	健康保険法に基づく「施設基準」届出状況の活用	他法(健康保険法)で重要な情報の活用を伝えるもの	追記	施設基準による届出一覧(H28.9現在)、東北厚生局HPの閲覧方法
	6	9	「把握事項と把握方法の検討」にあたって	在宅療養に必要な資源の「把握事項と把握方法」は、地域で在宅療養者への医療、介護を提供している関係者から必ず聴き取りを行うことを提案	進め方の提案	なし
	6	10	調査様式の例	「先行地域のこれまでの実施例」として、調査様式の例を追記	追記	照会中
	7	11	「調査の実施」にあたって	本項目に係る現状や新たな取り組みの要否を検討する場を(イ)の取組の中で持つ必要があることを追記	進め方の提案	なし
	7	12	連携支援担当者名簿の例	「担当者の把握と連絡方法」の例を追記	追記	連携支援担当者名簿の例
	8	13	住民向け資料の例	「住民向けのリスト、マップ」の例を追記	追記	・久慈医療圏医療介護資源マップ抜粋 ・紫波町医療介護早わかりマップ抜粋

取組項目(タスク)	頁	番号	タイトル等	趣旨	種別	添付資料等
	11	14	社会福祉施設・介護事業所等における医療的ケアの可否について	介護職員による医療的ケアについて追記	追記	・医療的ケアの実施根拠 ・医療的ケアと必要な研修 ・登録事業所数
	13	14	在宅療養に必要な資源の「リスト」について	医療機関や介護事業所に限らず、日常の療養支援に活用できる、あらゆるものをリスト化することも提案	進め方の提案	・軽米町の保健介護医療福祉サービスガイド抜粋 ・盛岡市青山地区まちづくり協議
(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行う。	15	1	「連携に関する地域の課題」について	「連携に関する地域の課題」に、医師不足など即効性ある解決策がない問題が挙がるなど、各市町村で十分に理解されていないため、考え方を示すとともに、例を追記	考え方の追記	チームかまいしの取組資料抜粋
	16	2	「地域の医療・介護関係者等が参画する会議」設置要綱例	課題の抽出と対応策の検討を行う仕組みは、介護保険法を取組として既に法定化され、全市町村で取り組むべき「地域ケア会議」をベースに、必要に応じて特別な協議体等を追加すべきであるが、地域ケア会議の機能、熟度が不十分であるため、考え方を示す	考え方の追記	北上市在宅医療介護連携推進協議会資料抜粋
	18	3	課題の抽出と対応策の検討を行う仕組みの例	地域ケア会議の優良例が少ないため、障害者施策など他法も含めて例を追記	考え方の追記 進め方の提案	宮古圏域障がい者自立支援協議会組織図
	19	4	在宅医療や在宅医療・介護連携に係る協議体等の構成員	郡市医師会等に対し、地域ケア会議等への構成員の推薦を求めるとともに、基幹的な役割を担う病院の医師、同所の地域連携担当者の出席等を求めることが望ましいと追記	進め方の提案	・岩手西北医師会組織資料 ・岩手県歯科医師会資料
	20	5	協議体の構成員(有識者等について)	保健所担当者を必ず地域ケア会議等へ参加を求めることを追記	進め方の提案	なし
	20	6	ヒアリングについて	在宅療養の実態が多く地域で把握できていないため、必ず在宅医療に従事する医療者のヒアリングを行うことを提案	進め方の提案	なし
	(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的取組を企画・立案する。	22	1	「切れ目のない」について	「切れ目のない」が抽象的であり、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りに分けて、具体例を追記	考え方の追記 進め方の提案
24		2	市町村の役割について	「切れ目のない」は専門性も高く、市町村にとっての取組への心理的障壁も高くなりがちであるため、コーディネート役としての役割を	考え方の追記	なし
24		3	地域の介護の提供状況について	「地域の介護の提供状況」について、在宅療養者が必要とする生活支援や医療的ケアなどを含む幅広い概念であることを追記	考え方の追記	なし
24		4	必要な取組の検討にあたって(地域ケア会議の取組みの重要性)	・地域ケア会議等を通じて、医療の確保を含む在宅療養者支援の事例の集積が必要であることを追記 ・市町村担当者に、地域ケア会議等の開催状況を把握することを求める	考え方の追記	なし

取組項目(タスク)	頁	番号	タイトル等	趣旨	種別	添付資料等
	25	5	「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制」に関連する診療報酬・介護報酬の加算	診療報酬及び介護報酬の加算抜粋(加算内容を見るだけでも、医療と介護の連携について、具体的にどのような業務が発生するかを知ることができるため)	追記	入院時、退院時、日常の療養支援、急変時の対応、看取りの各局面における加算の一覧
	26	6	「切れ目のない体制の取組検討」について	手引きが大がかりな仕組みづくりの構築に言及しているため、仕組みよりも在宅療養者が日常的な医学管理、医療的なケアを受けられる機会の確保を優先することを提案	考え方の追記 進め方の提案	なし
	27	7	「切れ目のない」取組に向けた地域医療介護総合確保基金の活用について	基金制度の活用提案 (例えば、訪問看護がないなど、日常的な医学管理、医療的なケアを受けられる仕組みが弱い地域における取組を提案)	進め方の提案 財源・事業	地域医療介護総合確保基金概要を示す図
(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援 情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援する。	29	1	情報共有ツールの主な用途と例	情報共有ツールの主な用途と例を、在宅医療の4つのフェーズそれぞれで例示	追記	・陸前高田市地域連携パス協議会策定の帳票
	31	2	情報共有ツールの作成と利用について	情報共有ツールは、原則としてホームページに掲載するなど公表の手続きをとり、記載方法等の問い合わせ先を明示することや、制作した組織の業務として責任をもって引き継ぎを行うことを追記	進め方の提案	なし
	31	3	職員の交代等への対応について	すべてのスタッフが情報共有ツールの趣旨、所在等を理解してこれを使用するよう、介護事業所等に要請することを追記	進め方の提案	なし
	33	4	意思決定・意思決定支援について	在宅療養の進め方は、療養方針の決定に係る「意志決定支援」の考え方に沿って判断される必要があることや、意思決定支援の推進やその状況把握として、必要な人に家庭裁判所から成年後見人の選任を受けることや、成年後見人の受任状況の把握と情報共有も必要であることを追記	考え方の追記 進め方の提案	人生の最終段階における医療とケアのあり方資料(厚労省資料)
	34	5	ICTを活用した情報共有ツールについて	ICTを活用した情報共有(以下「情報システム」という。)のうち、地域医療情報ネットワーク整備事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に該当するものは、実施要綱第5に基づく運営計画等の検討を十分に行うことを追記	進め方の提案 財源・事業	地域医療情報ネットワーク整備事業実施要綱
	35	6	情報システムと地域支援事業交付金	地域包括支援センターにおける総合相談で、患者情報の共有、検索を目的に情報システムを利用する場合、地域支援事業を活用して情報システムを運営する協議体が定めた利用料等の支弁ができることを紹介	追記 財源・事業	情報システムへの地域支援事業交付金の充当についての考え方一覧

取組項目(タスク)	頁	番号	タイトル等	趣旨	種別	添付資料等
(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援 地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行う。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行う。さらに、相談対応の窓口やその役割が関係者等に明確に理解されるよう、「在宅医療・介護連携支援センター」等の名称を設定し、関係者等に周知する。 <具体的な取組> 1. 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営 2. 医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応等 3. 地域包括支援センターとの連携	36	1	在宅医療・介護連携を支援する相談の性質別分類について	「在宅医療・介護連携に関する相談」がわかりにくいいため、下記のように分類するとともに、地域包括支援センターでの実施の難易度について追記 1 医療と介護の連携上の課題の特定と、その対応策の検討、実行 (地域包括支援センターで担うことが難しいと考えられる) 2 退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整 (地域包括支援センターで全部又は一部を担うことも可能と考えら	考え方の追記 進め方の提案	なし
	36	2	在宅医療・介護連携を支援する相談の件数等について	在宅医療・介護連携に関する相談のうち、特に医療と介護の連携上の課題に係るものは、多くの地域で特定されていないため、「相談」は初期段階では件数や内容などがごく限定的で、表出しないこともありうることを追記	追記	なし
	37	3	広域対応の重要性について	広大な県土、医療資源や人的資源の偏在を踏まえ、市町村ができることや市町村が担うことが得策であることを明確にし、広域対応とする部分を明らかにしていくことが必要。また、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りごとに、市町村での単独対応が難しい例を例示	考え方の追記 進め方の提案	4つのフェーズごとに、市町村単独での対応が困難な事項を例示
	37	4	広域対応に伴う事業費の財源について	地域医療介護総合確保基金及び広域型在宅医療連携拠点運営支援事業の活用について追記	進め方の提案 財源・事業	広域型在宅医療連携拠点運営支援事業概要
	39	5	在宅医療連携拠点について	在宅医療・介護連携推進事業の実施拠点として、在宅医療連携拠点を紹介	進め方の提案	在宅医療連携拠点一覧(H29.2現在)
	40	6	在宅医療・介護連携に関する相談支援を担う人材について	人材の確保について、手引きの例示(有資格者かつ実務経験)に加え、事務職員の活用について提案	進め方の提案	なし
	40	7	相談支援の業務と市町村在宅医療連携体制支援事業の活用	相談窓口の運営における「市町村在宅医療連携体制支援事業」の活用を提案	進め方の提案 財源・事業	市町村在宅医療連携体制支援事業概要
	42	8	一般社団法人や特定非営利活動法人等への業務の委託等について	相談窓口等の委託先として一般社団法人や特定非営利活動法人等への委託に係る留意事項を追記	進め方の提案	なし
	42	9	地域包括支援センターへの委託等について	地域包括支援センターへの委託等における、当該センターでの人的組織的態勢整備を追記	考え方の追記	地域包括支援センターの人員、組織の実態資料

取組項目(タスク)	頁	番号	タイトル等	趣旨	種別	添付資料等
	43	10	担当者の研修機 会の確保につ いて	本事業に従事する担当者における、定期的な研修機会の確保、県 が実施する「市町村職員等在宅医療・介護連携基礎研修」の受講 を追記	考え方の追記 進め方の提案	なし
(カ)医療・介護関係者の研修 地域の医療・介護関係者の連携を実現 するために、多職種でのグループワーク 等の研修を行う。また、必要に応じて、地 域の医療関係者に介護に関する研修会 の開催、介護関係者に医療に関する研 修会の開催等の研修を行う。	44	1	多職種による顔 合わせの場の活 用について	手引きにおける「多職種でのグループワーク等の研修」の実施の意 義が、在宅医療の推進の観点では抽象的で、具体的に多職種で協 議すべき具体的内容が明記されていないため、例示	考え方の追記 進め方の提案	なし
	45	2	市町村以外の者 が運営する顔合 わせの場の活用 について	市町村による多職種の顔合わせの場の企画運営支援、当該の場 に係る地域ケア推進会議や、介護保険運営協議会、地域医療に関 する協議会などでの合意形成(いわゆる「オーソライズ」)	考え方の追記 進め方の提案	なし
	45	3	周辺市町村間で の情報交換につ いて	研修会の開催状況などを、周辺市町村間で情報交換するよう追記	進め方の提案	なし
	45	4	研修の企画や講 師の選定に対す る助言、情報提 供について	県や保健所による、研修の企画や講師の選定に対する助言、情報 提供を追記	進め方の提案	なし
	45	5	在宅医療人材育 成研修について	県が医療従事者団体等に委託して実施する「在宅医療人材育成研 修」との連携について追記	進め方の提案 財源・事業	H28在宅医療人 材育成研修実施 状況(H29.2現在)
	48	6	研修実施のため の財源について	研修実施に必要な財源の調達として、地域支援事業のほか、民間 団体が主体となる場合の助成財団の資金活用を例示。また、介護 職員が行う医療的ケアに必要な研修に、地域医療介護総合確保基 金の活用が考えられることを明記。	進め方の提案 財源・事業	なし
(キ)地域住民への普及啓発 在宅医療や介護に関する講演会の開 催、パンフレットの作成・配布等により、 地域住民の在宅医療・介護連携の理解 を促進する。	49	1	在宅医療に係る 住民意識につ いて	手引きにおける「地域住民への普及啓発」の実施の意義が、在宅 医療の推進の観点では抽象的で、具体的に住民に普及啓発すべ き具体的内容が明記されていないため、奥州市が実施した在宅医 療に係る住民アンケート結果を引用し、解説を追加	考え方の追記	奥州市のH26市 民アンケート結果
	49	2	住民自身の役割 について	住民の役割の1つとして、在宅療養の成功例を共有し、次の事案に よりよい形で継承していくため、講話ができる経験者を協力者として 確保することを提案	進め方の提案	なし
	50	3	地域特有の情報 共有ツールにつ いて	「地域特有の情報発信ツール」に例示を追加	追記	なし
(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市 区町村の連携 複数の関係市区町村が連携して、広域 連携が必要な事項について協議する。	51	1	広域連携の取組 の必要性につ いて	広域連携が必要な事項、理由を追記	考え方の追記 進め方の提案	なし
	51	2	広域連携の検討と在 宅医療介護連携圏 域会議事業の活用 について	保健所や広域振興局が、市町村の在宅医療・介護連携施策に係る 広域連携に係る協議の場を作ることが必要。また、財源としての在 宅医療介護連携圏域会議事業を活用をそれぞれ追記	進め方の提案 財源・事業	在宅医療介護連 携圏域会議事業 委託要綱

取組項目(タスク)	頁	番号	タイトル等	趣旨	種別	添付資料等
国の手引きに記載がないが、総論的事項の追記	55	1	「在宅医療」と「在宅医療・介護連携」について	「在宅医療」(医療法・健康保険法)と「在宅医療・介護連携」(介護保険法)が違うものであることを明記し、それぞれの実態を具体的に把握することを提案	考え方の追記	医療法、健康保険法、介護保険法の関連図
	56	2	「在宅医療」と「在宅療養者」「在宅療養患者」について	・「在宅療養」「在宅療養(患)者」など、医療と介護を一体的に受け、医療提供施設以外で暮らす人、暮らしぶりを表す語を付記 ・在宅医療が、患者の自宅だけで受けるものではなく、介護福祉施設など「医療提供施設以外で継続的に受ける医療」であることを追	考え方の追記	なし
	57	4	在宅医療の「4つのフェーズ」について	在宅医療、在宅医療・介護連携を考える上で重要な概念であり追記	追記	4つのフェーズの図
	58	5	在宅療養や在宅療養者支援に係る共通認識について	「地域の医療・介護関係者の協力」「主体的な協力」を得ていくために、地域の医療、介護福祉、行政の各関係者が、在宅医療、在宅療養について共通認識を持つことを追記	進め方の提案	なし
	59	6	在宅医療・介護連携推進事業の進め方のイメージ	在宅医療・介護連携の取組には、いわゆるスパイラルアップ(段階的・継続的な取組、発展)を理解することが必要であるため追記	考え方の追記 進め方の提案	スパイラルアップのイメージ図(厚労省会議資料抜粋)